

特別対談企画「低線量被曝と生命倫理」

伝聞証拠の使い方

— 島蘭進氏への応答 —

加藤尚武

伝聞された文言は証拠として採用しないというのが、刑事裁判の原則である。実生活の場面では、この伝聞排除の原則はとも守り切れない。薬を飲むときには薬局でくれた袋に印刷されている文言を信用して服用するし、その袋の中身が入れ違いになっていると疑うなら、処方箋を見直すし、処方箋に疑いがあれば、医師に相談する。「医師に相談」という段階で、私はその医師を信用しているのだから、それ以上疑う必要はないと判断する。医師の発言は、私にとっては伝聞証拠である。信頼できる人に出会うことが、疑いの当面の終止符である。

与えられた情報について判断を下すために他の伝聞証拠を引き合いにするというのは、われわれの人生の避けられない宿命である。たいていはネットで得た情報を、同じくネットで得た別の情報で確かめる。実用的な意味では「信用している人の言葉なら、それ以上は疑わない」という態度で済ませている。

私が災害のまっただなかの福島県知事で「放射能で汚染された地域から医師と看護師の派遣を求められてい

ますが、どうしますか」と訊かれたら、「低線量被曝について文献を調べますから、答えを待つてほしい」とは言えない。信用できる専門家の助言に従う。「決定の回避も延期もできない」というのが、災害対策などの臨床的判断の条件である。この場合、「信用できる専門家の助言に従う」という以上にすぐれた決定方式が存在するとは思えない。「議会を開いて、多数決の決定に従う」とか、「専門家の会議を招集して、勧告案を作成してもらおう」とかいうのは、すべて、もつと長期的な一般事例に対する対策としてなら適切であるかもしれないが、現場での判断には使えない。「決定の回避も延期もできない場合には、もつとも信頼できる伝聞証拠に従う」というのが、実用的な決定の原則である。

「信用できる専門家の助言」の適格条件は、助言者が目の前にいるということである。裁判であれば、「反対尋問の可能性が担保されていることとなる。助言を求められた専門家が「私には答えられませんから、A氏に相談してください」というなら、A氏を呼び出す以外にはない。

福島県などで発生した放射線被曝については、データの不正などあれば、多くの反証例が出されるだろうか。現在行われている調査を継続すれば「低線量の被曝の危険度」について、よいデータが得られると思う。しかし、放射線に関するすべてのデータが信頼できるとはいえない。たとえば私は、劣化ウラン弾の安全性についてアメリカ陸軍などの提示しているデータの信頼度について疑っている。もしも私がこの問題の調査委員会のメンバーになって、私の回答を出さねばならぬという事態になったら、私は自分でデータを比較したり、反証の実験をしたりするかもしれないが、最終的には「信用できる専門家の助言に従う」という原則のそとには出られないと思う。

それではあなたの学問は伝聞に依存しているのではないか、学問上の判断についてあなたは「信用できる専門家の助言に従う」という原則に従うのかと訊かれるかもしれない。私自身が専門家として証言できる範囲

は、非常に狭い。私はヘーゲルのテキスト解釈については自分が専門家であると自認している。カントやフィヒテも必要に応じて、専門家としての判断を下すが、シェリングの文章については、どうしても実感でつかめないで、シェリングは敬遠することになっている。アリストテレスやデカルトについての私の判断は、おおむね「信用できる専門家」に依存している。もちろん世間では「信用できる専門家」としてもはやされていて、実際にはそうでない場合は山ほどある。

真贋は、直観的にでないと決まらない。どこかの領域ですぐれた直観を持つていることが明らかである人の判断なら安心できる。味覚、芸術感覚など、他人の直観の良しあしが分かるような交際は、人生の判断の安全率を高くする。

歴史上の事実についての私の判断も、おおむね「信用できる専門家」に依存している。ただし、第二次世界大戦中の私の体験や、一九六〇年の安保闘争についての私の体験が歴史上の証言になりうる場合もある。安保闘争を経験していない人が書いた「記録」とか「歴史」とかを読むと、実際とはずいぶん違うと思うことが多い。

人生の判断の大半は、伝聞証拠を伝聞証拠で確かめるといふ訴訟法的には過ちとなるもので成り立っている。生きるための訓練とは、伝聞証拠を伝聞証拠で確かめて、なおかつ過たないという結果を残すための反復である。そこでは現実の重みを感じたり、その軽さを感じたりする経験が重要で、貴重な体験の質を織り込むことで、伝聞の危険度を下げることと思う。

(かとう・ひさたけ 人間総合科学大学教授)